

岩手県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬王堂薬局西徳田店	紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割144番地	平成23年6月1日
気仙中央薬局高田店	陸前高田市米崎町字野沢18番地1	平成23年7月1日
フラワー薬局	奥州市水沢区佐倉河字東広町83番地1	平成23年8月1日
岩手県医師会高田診療所	陸前高田市高田町字鳴石5番地1 陸前高田市立第一中学校内	〃